

議会活性化対策特別委員会調査報告書

**平成 25 年 12 月
議会活性化対策特別委員会**

1. 設置の経過

- ・ 設置及び委員

- ① 第1期委員会

議会活性化対策特別委員会は、平成22年6月24日の本会議において設置され、次の7名が選出された。

林 茂	森 為次	矢野 康弘
橋本 尊文	村田 正夫	高野 美好
小中 昭		

また、同日開催された委員会において、委員長に橋本尊文委員、副委員長に矢野康弘委員を選出した。

- ② 第2期委員会

平成24年2月23日の本会議において議会活性化対策特別委員会委員が改選され、次の8名が選出された。

林 茂	森 為次	川勝 眞一
山下 澄雄	松尾 武治	高野 美好
小中 昭	井尻 治	

また、同日開催された委員会において、委員長に松尾武治委員、副委員長に高野美好委員を選出した。

2. 調査事項

第1期委員会において各会派から提起された「議会運営の課題」「議会の情報公開」「議会基本条例の制定」「議員報酬の課題」「議員定数の課題」に、第2期委員会において提起された「通年議会の検討」を新たに加え、本委員会の調査事項とした。調査事項の内容は以下のとおりである。

(1) 議会運営の課題

一般質問の実施方法、審議会等への議員選出等、議会運営の課題を検討する。

(2) 議会の情報公開

本会議の生中継や議会報告会の実施など開かれた議会に向けた取り組みを行ない、市民に議会活動を理解してもらう必要がある。

(3) 議会基本条例の制定

市議会は、地方議会で制定が進む議会基本条例について、調査研究を行なう。

(4) 議員報酬の課題

議員活動の対価としての議員報酬額については、本条例の改正、特例措置の継続・廃止を議員自らが考察する必要がある。

(5) 議員定数の課題

広域な面積を有し、少子高齢化が進む本市の議員定数について、その適正数を協議する必要がある。

(6) 通年議会の検討

地方自治法の改正に伴う「通年議会」の導入について調査研究を行なう。

3. 委員会開催状況及び協議内容

・ 第1期委員会

回	開催年月日	協議内容
1	平成22年6月24日	・ 正副委員長の選出について
2	平成22年7月28日	・ 議会活性化対策特別委員会の調査項目について
3	平成22年9月16日	・ 議会活性化対策特別委員会の調査項目について ・ 各会派の意見について
4	平成22年10月25日	・ 情報公開（本会議の生中継）について ・ 議会報告会について ・ 審議会等の議員の選出について ・ 議会基本条例について
5	平成22年12月14日	・ 審議会等への議員選出について ・ 一般質問における一問一答方式の採用について ・ 情報公開について ・ 議会基本条例について
6	平成23年2月24日	・ 一般質問の時間配分について ・ 情報公開について
7	平成23年4月25日	・ 一般質問における一問一答方式の導入について ・ 本会議の生中継について ・ 議会だよりに掲載する議案に対する個人の賛否について ・ 議会報告会について
8	平成23年8月10日	・ 一般質問における一問一答方式の導入について ・ 議会懇談会について ・ 議会だよりに掲載する議案に対する個人の賛否について

回	開催年月日	協議内容
9	平成 23 年 10 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問における一問一答方式の導入について ・議会懇談会について
10	平成 23 年 11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問における一問一答方式の導入について ・議会懇談会について
11	平成 23 年 12 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会中間報告書について ・議会懇談会について
12	平成 24 年 1 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会懇談会について
13	平成 24 年 1 月 24 日 平成 24 年 1 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・行政視察（議会運営委員会合同） 長野県伊那市（議会改革特別委員会の取組みと 議会改革フォーラムについて） 愛知県江南市（議会改革検討委員会の取組みと 議会運営委員会の関わりについて）

・ 第 2 期委員会

回	開催年月日	協議内容
1	平成 24 年 2 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員改選及び正副委員長の選出
2	平成 24 年 3 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会懇談会について
3	平成 24 年 4 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会活性化対策特別委員会の調査項目について ・議会懇談会について
4	平成 24 年 5 月 10 日 平成 24 年 5 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・行政視察（議会運営委員会合同） 静岡県富士宮市（インターネット中継の取組み と議会運営について） 神奈川県開成町（通年議会、議会報告会等の取 組みについて）
5	平成 24 年 6 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会活性化対策特別委員会の調査項目について

回	開催年月日	協議内容
6	平成 24 年 7 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算決算特別委員会について ・ 議会懇談会について
7	平成 24 年 7 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会懇談会について ・ 議会生中継について
8	平成 24 年 9 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会懇談会について ・ 議会生中継について
9	平成 24 年 12 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会懇談会について ・ 議会生中継について
10	平成 25 年 3 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員定数及び報酬について ・ 通年議会について
11	平成 25 年 5 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員定数及び報酬について ・ 通年議会に関する研修会について ・ 議会生中継について ・ 議会懇談会について
12	平成 25 年 6 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員定数及び報酬について ・ 議会生中継について
13	平成 25 年 6 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員研修会 <p>「通年議会」について 講師 新潟県立大学 国際地域学部 田口 一博 准教授</p>
14	平成 25 年 6 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員定数及び報酬について ・ 通年議会について
15	平成 25 年 7 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員定数及び報酬について
16	平成 25 年 8 月 20 日 平成 25 年 8 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政視察 <p>千葉県流山市（市民に開かれた議会に向けた改革について） 茨城県取手市（議会基本条例の制定経過とその後の議会改革について）</p>

回	開催年月日	協議内容
17	平成 25 年 9 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会懇談会について ・ 調査事項の総括について
18	平成 25 年 10 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会懇談会について ・ 要望書の取扱いについて ・ 常任委員会の生中継について
19	平成 25 年 11 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査事項の総括について

4. 協議結果

(1) 議会運営の検討

市政に対する課題を一つずつ取り上げ、質問・答弁を繰り返すことにより論点が整理され、審議を十分に深められることができ、よりわかりやすい一般質問とするため、平成 23 年第 4 回 12 月定例会から「一問一答」方式を導入することとした。なお、従前からの「一括」との選択性とした。

市長の質問権については、議会会議規則を改正し条文の中で規定した。

議員の政治的責任を果たすため、各議員の個々の議案に対する賛否を議会だよりに掲載することとした。

審議会等への議員選出については、議決機関である議会の議員が市の政策決定過程の審議会に参画することに課題は残るが、審議会の協議内容については所属委員会、全員協議会等で報告することが望ましいとした。

要望書の取扱いについては、これまで配布としてきたが内容を十分に把握し、審議が必要となる要望書については、積極的に常任委員会で取り上げ審議をすることを申し送る。

議会懇談会で、提案された市民意見等についてはその場の判断で常任委員長に報告し委員会論議の道筋をつけることにした。

(2) 議会の情報公開

開かれた議会を目指した取り組みとして、これまで本会議をCATVによる録画放送で行なってきたが、質問内容をいち早く正確に伝えることや臨場感のある映像に興味を持ってもらうために、平成 25 年第 2 回 6 月定例会より生中継とした。併せて、インターネットによる中継・録画配信も実施した。

市民の皆様の意見や地域の課題を把握するため、意見交換を行ない議会の運営と政策立案に活かすことを目的に「議会懇談会」を延べ 36 ヶ所で実施した。なお、懇談会で出た地域の重要課題については、今後、常任委員会で議論していく必要がある。

(3) 議会基本条例制定の検討

地方議会で制定が相次いでいる議会基本条例について、行政視察を行いその内容について研究を深めた。本市では制定は目的とならず、その中身である議会の改革や活性化を進めることが先決であり、そのための十分な検討を行なった後に

制定の是非について検討することとした。

(4) 議員報酬の検討

議員報酬月額、平成 19 年 1 月 1 日から当分の間「南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」第 2 条に定める額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とすることが「南丹市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（以下、「特例条例」という。）」第 2 条に規定されている。

報酬額について、京都府下や全国の類似団体の報酬額等の調査を行い、他市の状況や議員の活動内容等について検討を行い慎重に協議を重ね、会派へ持ち帰り会派の検討も重ね意見集約に努めた。

各委員からは、特例措置の継続や廃止、減額等の意見が出されたが、議論を行う中で、報酬額を元に戻し、特例条例を廃止することとした。施行については、平成 26 年 4 月 1 日とした。

また、新たな報酬月額についての検討は、次期議員に委ねることとした。

(5) 議員定数の検討

議員定数については、前回の改選時に合併時の 26 名から 4 名削減し、22 名とした。議員定数は議会のあり方に関わる大きな問題であるため、全国及び府内の議員定数について調査を行い、当市にふさわしい定数は何名なのかという検討を行なった。

現状を維持するという意見と減じるべきという二つの意見があった。議論を行なう中で広大な面積を有する本市においては、議員及び議会の活動状況を鑑み現数の 22 名が適切であるとした。

(6) 通年議会の検討

平成 24 年度の地方自治法改正で議会の会期制度は毎年、条例で決まった回数、会期に会議を開く「定例会・臨時会方式」と、会期の長さを 1 年間とし、あらかじめ条例で定められた定例日に会議を開く「通年の会期制」とになった。通年議会の導入の是非を検討するための全員研修会や行政視察を実施し、研究を深めた。

5. おわりに

地方分権が進展し、地方自治体の自己決定、自己責任の下、議会の役割と責任はますます大きくなってきています。二元代表制のもと、市民の代表機関として、地方自治の本旨に従い、市民本位の市政を実現する必要があります。

議会は、その責任を果たすため、市民との情報の共有を図り、市民の意思を市政に反映させる最良の市政運営を進めるための役割が必要であります。

市民に分かりやすい政治、より開かれた議会、信頼される議会を目指し、今後の議会のあるべき方向性を探り、議会機能の更なる充実と強化を図るための調査研究を行うべく、平成22年第2回定例会において「南丹市議会活性化対策特別委員会」を設置しました。

本委員会では、一般質問の実施方法や審議会への議員選出等を検討する「議会運営の課題」、開かれた議会に向けた取組みを検討する「議会の情報公開」、多くの地方議会で制定が進む「議会基本条例の制定」、議員報酬額の条例改正あるいは特例措置の継続・廃止についての「議員報酬の課題」、合併後の南丹市にとって適切な議員定数を協議する「議員定数の課題」、地方自治法の改正に伴う「通年議会の検討」の6項目について、本委員会の中で慎重に協議しました。

そうした中、一般質問については、質問者の意図や質問の趣旨を的確に伝え、限られた時間で密度の濃いものにするため、平成23年第4回定例会から「一問一答」方式を導入しました。

議会の情報公開については、本会議を少しでも早くより正確に内容を伝えたいということから、録画放送であったものを平成25年第2回定例会から生中継で実施し、併せて、インターネットによる中継・録画配信も実施しました。

議会懇談会については、市民の皆様への積極的な情報提供に努めるとともに、議会活動や市政に対する意見、地域要望を直接聴収し意見交換する具体的な機会として実施しました。特に重要課題の常任委員会への審査要請を可能としましたが、要望の取扱いについては課題として残りました。

議員定数については、議会の在り方に関する大きな問題であり、当市にふさわしい議員定数は何人なのか、慎重に協議しました。議員の職務や議員及び議会活動の状況など、様々な課題について意見が交わされました。広大な面積を有する本市の状況から現状を維持するべきという意見と定数を減じるべきという意見が出されましたが、最終的に今回は定数を維持することが適切であるとの結論に至りました。

以上、主な議会活性化の成果を申し述べましたが、今後も、議会の情報公開、市

民への説明責任や政策の決定、監視・評価に留まらず、市民の多様な意見を反映させる政策提案が求められることから、更なる議会の改革・活性化に取り組んでいくことが重要であります。